

# 「九条俳句」市民応援団

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター  
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付  
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com

2018/6/5

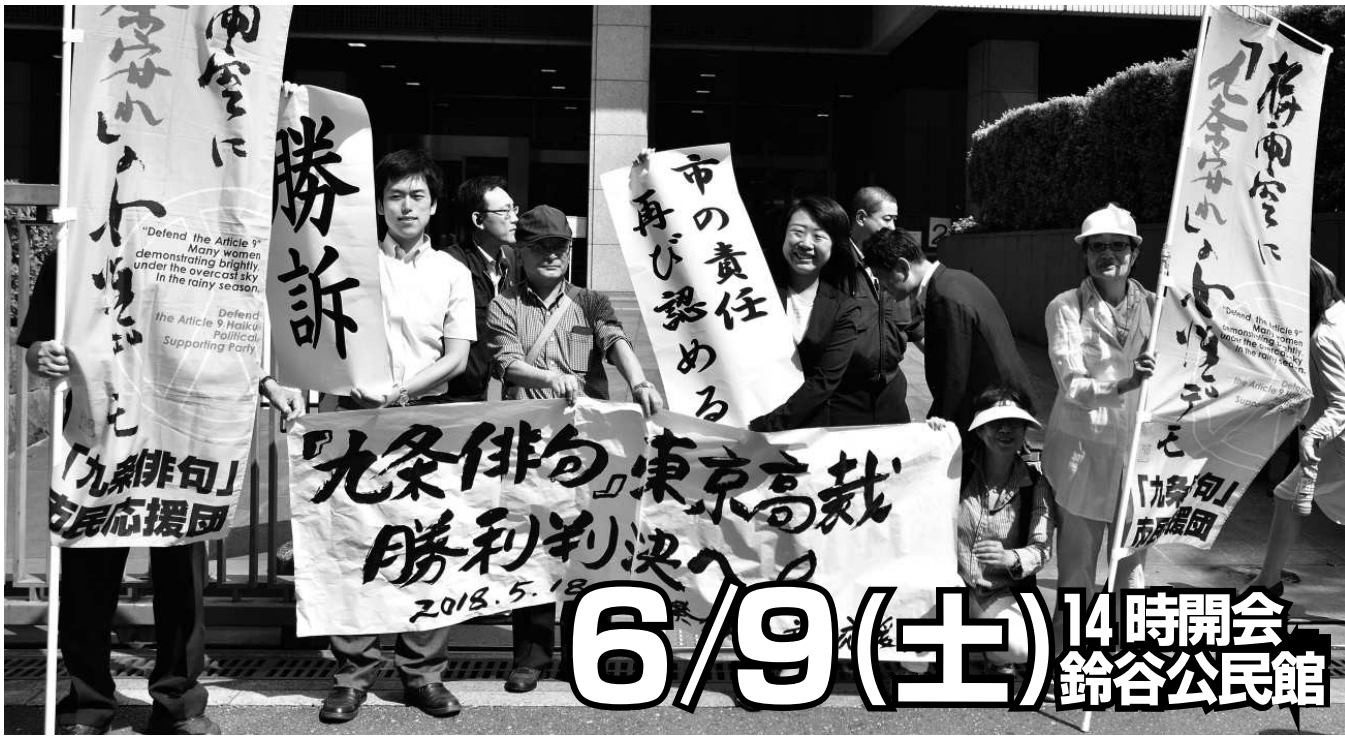
Vol.19



「九条俳句」市民応援団 検索  
URL http://9jo-haiku.com

## 1審に続き東京高裁でも勝訴 「九条俳句」東京高裁判決報告集会へ

行政の「違法・不公正・作者の人格的利益を侵害」と東京高裁で認定。1審に続き、再び私たちは勝訴しました。職員らの故意過失も認められました。これを不服としてさいたま市は上告。私たちも憲法判断を求め上告。司法の闘いは最高裁へ！ 今こそ、公民館だよりへの掲載を求め現場解決を



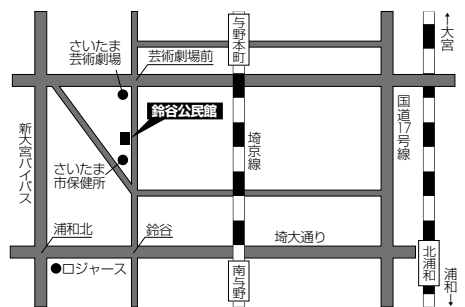
青葉ひかる 吾らの轍 刻みゆく わだち 子

### 東京高裁判決報告集会

6月9日(土) 14時～ さいたま市・鈴谷公民館

●5.18東京高裁判決をうけて  
原告・弁護団から報告 / 各界・各氏からの報告アピール

埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-11 TEL 048-859-7322  
JR 与野本町駅、南与野駅から徒歩15分  
北浦和駅西口バス3番「大久保行き」「鈴谷大かや前」  
バス2番「さいたま新都心西口行き」「鈴谷大かや前」下車 徒歩2分



### 「公民館のあり方に関する要望書」の提出と懇談

市民応援団は、市民に開かれた自由な学習が保障された公民館をめざして、4月17日、5項目の「要望書」をさいたま市長、教育長等に提出し、5月9日に竹居生涯学習部長等と懇談しました。最初に、市側から要望書に対する回答が示されました。

#### 要望事項及び回答

1. 学びの自由・表現の自由・思想信条の自由を保障する公民館運営をはかること。  
さいたま市公民館条例・施行規則に基づいて運営している。拠点公民館から地区公民館への助言・指導は規則に基づいており、地区公民館の主体性は阻害していない。利用団体に統制や干渉は行っていない。
2. 公民館だよりを地区公民館の責任で発行できるようにすること。すべての公民館だよりに住民参加の編集委員会をつくること。  
公民館は行政機関のひとつ。内容によって所属長の決済が必要。公民館だよりも所属長である拠点公民館長の決済が必要。指導も行う。住民参加の編集委員会は各公民館の実情に応じて公民館長が判断する。
3. 社会教育主事の有資格者を採用し、公民館に配置すること。  
現在22名の有資格者を配置している。今後も公民館に配属された職員の中から養成していく。
4. 公民館職員の研修を充実させること。  
関係法令から課題別まで体系化して研修を行っている。今後も充実を努めていく。
5. 現行の公民館運営審議会に加え、行政区ごとの公民館運営審議会を設置すること。  
市全体の公民館運営の指針として答申いただいている。各館に公運審を置く考えはない。

この回答を受けて応援団は、「憲法、社会教育法、地方自治法に則っていると明言すべき」、「実際の運用が問題。団体によって使用できない事態が実際に起きている」、「公民館の主役は市民」、「すべての意見を尊重することが中立であり、公民館だ」、「社会教育主事の専門職採用と全館に配置を」、「住民参加の編集委員会が望ましい、という考えはないのか」等々を指摘しながら、要望事項の実現を迫りました。しかし、残念ながら前向きな回答はなく、市民の声に向き合う姿勢は感じられませんでした。今後も話し合いを続けていくことを確認し、懇談は終了しました。市民応援団は、今後も九条俳句の掲載と共に市民に開かれた公民館をめざして取り組んでまいります。  
(市民応援団 江野本)

### 高裁判決勝利へ！東京集会開催

4月28日、日本記者クラブにて東京集会を開催しました。ゲストスピーカーは武蔵大学教授の永田浩三さん。「戦後民主主義の啓としての公民館と九条俳句問題」と題して、公民館の果たしてきた歴史や役割に触れ、「九条俳句は公民館精神そのもの」と語り、裁判の意義を強調されました。 弁護団からも裁判の持つ意義や現状が報告され、原告からは勝利にむけて最後まで頑張る決意が述べられました。 最後に恒例の佐藤一子さん(東大名誉教授)のまとめ、「勝利を信じて前に進もう」と呼びかけられ、集会は終了しました。(詳細は別途)

### 上告へ この間の日誌

- 5/18 東京高裁判決。記者会見・報告会
- 5/20 応援団・弁護団合同・判決後対策会議
- 5/25 さいたま市へ申入書を市長、教育長へ。また議会各会派回り
- 5/29 市からの回答書文書で。実質ゼロ回答
- 5/30 上告対応弁護団と打ち合わせ
- 5/31 回答書について市と話し合い  
さいたま市長が定例記者会見で判決を不服として上告発表した後の話し合い。原告団も同日上告
- 6/1 さいたま市議会緊急文教委員会招集。市長の「上告」専決事項についてやりとり。応援団も傍聴する。その後各会派要請



### 『こうみんかんカフェ (みんカフェ)』

第3回 6月22日(金) 18時半～20時半  
下落合公民館  
住所: 埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目4-17  
電話: 048-854-3411  
最寄り駅: 与野本町駅から徒歩約6分

●資料参加費 300円  
主催 「みんカフェ運営委員会」  
連絡先 安藤 090-4385-7513 vvg01436@nifty.com  
武内 090-2173-2591 satoru.takeuchi9@gmail.com  
坂木 080-7944-1712 FAX 048-643-1889

「九条俳句」違憲国賠訴訟を  
市民の手で！ 実行委員会  
(通称「九条俳句」市民応援団)  
武内 晴 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)  
佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)  
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里1-5-19-206 武内 気付  
URL http://9jo-haiku.com MAIL contact@9jo-haiku.com

くらしの中から政治を考える。傍聴、集い、もう一度。  
●賛同者運動 1000名目標 (1口1000円) を 現在1100名  
●「九条俳句」募集中  
●毎月25日は「九条俳句」デー  
振込先 ゆうちよ口座 00150-7-634494 「九条俳句」市民応援団

# ただちにさいたま市は違法状態を是正し、公民館だよりに「九条俳句」を掲載せよ！

## 控訴審でも「勝訴」

弁護士事務局長 石川智士

## 東京高裁報告集会

2018年5月18日、東京高等裁判所において判決がくだされました。

高裁判決は、内容において一番を大きく前進させるものでした。さいたま市の違法性を再び認める「勝訴」判決です。高裁判決は、社会教育施設である公民館が、住民が学び、生活や文化を豊かにする「公的な場」であるとしたうえで、次のようにさいたま市の違法性を認めました。

「公民館の職員は、…住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきである。そして、公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であ

り、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。」

「三橋公民館は、…それまでの他の秀句の取扱いと異なり、その内容に着目し、…本件俳句には、第一審原告が憲法9条は集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきではないという思想、信条を有していることが表れていると解し、これを本件たよりに掲載すると三橋公民館の公平性・中立性を害するとの理由で掲載を拒否したのであるから、第一審原告の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、第一審原告の思想、信条を理由に、これま

での他の住民が著作した秀句の取扱いと異なる不公正な取扱いをしたものであり、これによって、第一審原告の上記人格的利益を違法に侵害したというべきである。」



原告、市民応援団、研究者、弁護士が四位一体で継続してきたことが結実した判決といえます。各地での行政からの介入に対し、市民の自由な活動を守るためのヒントが散りばめられています。6月9日のさいたま市での報告集会で、みなさんと高裁判決の意義を確認できればと思います。

この素晴らしい高裁判決を生かし、さいたま市の教育行政の改善や、九条俳句の公民館だよりへの掲載を求め、引き続きみなさんと共に歩んで参ります。

●政治的公平性の判断に言及は

高裁はあつけない判決で閉廷。その後憲政記念館に移動し報告会が開かれました。大勢の参加で熱気ある会でした。応援団代表の挨拶で始まり、続いて佐々木弁護士長から「なぜ、5万円が5千円になっただけは分からない。判決の中ではつきりと人格権が侵害された」と示され、地裁では曖昧な判断が明快になり前進した判決だ。公民館の職員の職務上の義務として、思想・信条を理由に差別的扱いは人格的利益侵害となり、国家賠償法が適用される」と挨拶。

久保田弁護士事務局長から判決の説明を受け、質疑応答では多くの発言がありました。主なものを紹介します。

●「発言人」○答えた人  
●掲載請求権を認めない理由は  
○人格的利益と掲載権とは次元が違うことを理解して欲しい。裁判所として載せなさいとは言えない、微妙なところ。

●政治的公平性の判断に言及は

○公民館職員が公正公平な判断をしなかった理由として、この句が集団的自衛権を認めないという、思想信条が表れていると解釈したと説明している。

●裁判費用はどのくらいか？  
○費用を400分して399を原告負担とした。4万円程度なので原告は3万9千9百円。

●他の公民館で同じようなことが起きたら？  
○掲載しないのは「人格権侵害

害」と明解な判決。一般の公共施設と教育施設の違いが明確で、今後の活動に活かせると思う。

●掲載請求権が認められず、市は一番よりも有利になつたと思うのでは？最高裁に上告を。  
○公民館の職員らは、作者が集団的自衛権を認めない思想を持つている、と不公正な判断をしたと、故意過失まで踏み込んだ判決。責任追及できる。

●論理的、倫理的、社会的に見て、市は掲載しなければいけないと言っている。私たちは、この判決を主張して、市に掲載するよう、真摯に進めることかなと思う。

●社会教育法が各所に使われ、地裁判決よりクリヤーになった。これを確信して進めていくことが大事。昨年閣議決定で、博物館を首長に移管することに。さらに図書館、公民館まで所管の選択制が議論されている。

## 声明

『情けない』  
これが「九条俳句」裁判の、5月18日二審・東京高裁の事実認定が確定した判決後、5月31日上告（最高裁へ申立）したさいたま市に対して発した原告作者の言葉だった。

さいたま市は市長、教育委員会ともども、司法の、公民館だよりへの「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」の麗句を掲載拒否とした行政職員に対し、「思想信条による不公正な取扱、故意過失、憲法上保障された基本的人権を最大限尊重されるべき人格的利益を侵害する国家賠償法上違法」とした判決を不服として上告したのである。

私たちは当たり前前のこの小さな声、行動は住民こそ主役・主人公・主権者としての自由闊達な表現活動が保障される地域づくりの基本として、今後も、次の様々な創意工夫ある「現場における当事者間の具体的解決、公民館だよりへの秀句掲載の早期実現」をめざし取り組むことを今、決意を新たに、全国のみなさんへ今後ともご支援、ご協力をお願いします。

- ①司法の独立、最高裁へ上告し憲法判断をより強固に求める
- ②行政（市長、議会、教育委員会、公民館運営審議会など）への活動
- ③公民館活用、あり方、各地区公民館への動きかけ
- ④地域住民のみなさんと（三橋地区、市内公民館での「みんなカフェ」、シンポジウム開催、市内自治労、教組などへの話し合いなど）
- ⑤全国の様々な運動と連携して（HP、ネット、集会、「ハトは泣いている」上映など）
- ⑥埼玉弁護士会の取り組み要請、協力、人権救済委員会など
- ⑦社会教育関係団体、諸学会、日本ペンクラブなどとの連携
- ⑧私達「市民応援団」自身の楽しさ、活性化（ミニ合宿、「25日九条俳句デー」、"平和の句"公募など、三橋俳句会とともに……等々）

「九条俳句」市民応援団代表 武内暁

（応援団世話人 嶋田）